

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※処理事項	現年度	新年度	両年度	コピー済

1 2 3 4	年 月 日提出  (宛先) 富士見市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地 〒	フリガナ	氏名又は名称	代表者の職氏名	個人番号又は法人番号	特別徴収義務者指定番号	宛名番号	課・係	氏名	電話	(内線)	※市区町村ごとに異なります
	給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月からの退職時までの給与支払額	控除社会保険料額
	受給者番号(整理番号)	フリガナ	氏名	円	月から	月から	円	円			円	円	円	
	生年月日		昭和・平成		年	月	日	(旧姓)		月分で納入 (月 日納期分)		理由		円
個人番号		1月1日現在の住所		給与の支払を受けた後の住所										

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

1 2 3 4	一括徴収の理由	徴収予定			相続人の連絡先について ※わかる場合のみご記入ください。		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。 1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例: 乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない 3 (普D) 給与の支払が不定期(例: 給与の支払が毎月でない) 4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)		
	1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため ( 月 日申出)	徴収予定月	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	氏名			続柄
	2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			円	円	住所			住所
	異動者印			円	円	電話			電話

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

1 2 3 4 5	新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	担当者連絡先	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を 月分月から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要・不要	年特	年普	口振	併徴	
	新しい勤務先の住所(居所)又は所在地		氏名		個人コード	収入確認	/	月	有・無
	フリガナ		氏名又は名称		電話	仮通知送付	/	有・無	有・無
	代表者の職氏名		個人番号又は法人番号		(内線)	納入書送付	/	有・無	有・無
	個人番号又は法人番号					つづり送付	/	有・無	有・無

【提出先】 〒354-8511 富士見市大字鶴馬1800番地の1 富士見市役所 税務課 市民税係 電話(049) 251-2711

黒のボールペン又はペンで記載してください。  
 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。  
 また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。  
 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。  
 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。